



討論の申し出がありますので、これを許します。斎藤正男君。

○齊藤(正)委員 私は、日本社会党を代表して、だいま議題になつております日本学術振興会法案の採決にあたりまして、反対の討論を行ないたいと思います。

日本学術振興会法は、文部大臣の提案説明によりますと、学術の振興をかるため、特殊法人日本学術振興会を設立し、学術研究の助成、研究者に対する援助、学術に関する国際協力の実施の促進等の業務を行なわせることを目的としております。政府は、本法案により今後振興会を窓口として学術振興行政を積極的に推進すると説明しておりますが、しさいにこれを検討いたしますと、実はわが国学術研究の将来に重要な問題をかかえ、かつ重大な影響のあることを見のがすわけにはまらないのであります。

その第一は、行政管理庁が強く指摘し、公社、公団、特殊法人の新設はこれを抑制し、整理するという方針の中で、財團法人であった日本学術振興会をこの際特殊法人日本学術振興会に改組することは、時代の要求に反すること、はなはだしいといわなければならぬと思います。

またその第二は、科学技術の振興につきましては、科学技術庁の所管事項もこれあり、特に科学技術基本法の制定が焦眉の急務であり、大前提であるにもかかわらず、今日なおその法制化が進んでいない段階において、本法が文部省の手によって制定されることは、わが国科学技術の抜本的振興対策の上からも時期尚早といわざるを得ないのであります。

その第三は、産業協同の推進を明白に打ち出し、無制限に産業界、財界と結び、ピッグサイエンスの調和ある発展にとって大きな障害となることもまた憂慮されるところであります。

その第四は、日米科学協力を強く推進する機関になりかねない点であります。文部省は本法案の説明の中で、米国側の担当機関である国立科学財團は政府機関であり、わが國も均衡することが望

ましいと述べておつたのであります。この法案が、国家の監督強化のもとに日米科学協力、軍学協同を一そろ推進しても、歯どめの機関は何一つないであります。

その第五は、法案の内容であります。それは、一口に言えば学術研究に対する中央集権化であり、官僚統制の強化以外の何ものでもないということ

であります。すなわち、振興会役員の任命・解任をはじめとして、文部大臣に膨大な権限が与えられています。振興会の役員として、会長、理事長、三人以下の理事、二人以下の監事が置かれることになつておりますけれども、これらの役員はすべてが文部大臣の任命であります。

一方的な任命によって文部大臣がすべての役員人事を支配し得ることは、振興会の組織を政府が恣意的に支配統制するための基礎的前提とも断定できると思ふであります。今日やかましくいわれております官僚の天下り組織となることは、また必然であります。さらに、文部大臣は役員の解任権も持つのであります。しかもこの解任権は、文部大臣が個人の見解により役員たるに適しないと認めたときには、いつでも一方的に発動できる仕組みになっておるのであります。これを要するに、文部大臣は役員の任命権と解任権の両者をあわせ持つことにより、振興会人事に対し生殺与奪の実権を握ることになり、きわめて危険であるともいわなければならないと思うであります。

さらにまた、会長の諮問に応じ重要事項を審議する機関として、十五人以内で組織される評議員会の評議員もまた同様であります。学術振興会は、学術研究を中心とする機関であるからこそ、他の特殊法人と比較して自主的、民主的な運営が確保されなければならないと思うとき、時代錯誤もはなはだしいといわざるを得ないのであります。再三にわたる日本学術会議の要望や申し入れられた報告を出さなかつた場合には三万円以下の罰金がかけられ、その他文部大臣の命令に違反したときは三万円以下の過料に処せられることになります。わが国最高の学術研究機関に対し屈辱的罰則規定を設けていたがごときは、まさに言語道斷だと思うのであります。

文部大臣は、まず人事及び組織の両面で振興会を語っております。文部省設置法は、その第五十八条において、大学、高等専門学校、研究機関に対し、その運営

を完全に支配下に置いた上で、さらに、その事業及び管理、運用の面で重要な点をすべてその統制下に置こうとしているのであります。すなわち、全文三十九条の短い本法案の中で、文部大臣の認められないし承認を必要とするものが七点もあるのであります。このことは、本法案が、事業及び資金計画の両面にわたつてこれを全面的に文部大臣の認可事項とし、その統制下に置こうとしているものであることを証明するものであります。その

そもそも、どのような方面、どのような分野の学術振興に重点を置くか、どのような専門的研究者の育成に力を入れるか、どのような国とのような形で国際交流を積極的に進めるか等々の、学術について最も基本的な重大な問題が事業計画や資金配分計画の内容をなすものである以上、これらすべてを文部大臣の認可、承認事項とすることが、明

らかであります。それは、学問の自由を保障する日本国憲法第二十三条の精神にも明らかに違反するものといわなければなりません。

したがつて、本法案は、単に一法案の問題にとどまらず、学問と政治の関係についての根本的考え方に関連する重要な問題点を数多く含んでいます。もし本法案に盛られたような考え方があつて認められるならば、自由を保障されるとより、自由裁量にまかせたと同様であります。法律上必要である、ないし監督上必要であるという理由を付すれば、どんな命令でも出すことが可能になるのであります。

しかも、文部大臣は、進んで振興会の事務所へ立ち入り検査をする権限まで持つのであります。その上、この立ち入り検査を拒否したり、求められた報告を出さなかつた場合には三万円以下の罰金がかけられ、その他文部大臣の命令に違反したときは三万円以下の過料に処せられることになります。わが国最高の学術研究機関に対し屈辱的罰則規定を設けていたがごときは、まさに言語道断だと思うのであります。

さきに日本科学者会議に結集されている良心的な科学者の皆さんをはじめ、大学、研究機関等の学者の方々が強く本法案の成立に反対しているとともにまた当然だろうと思うのであります。

さきに日本科学者会議に結集されている良心的な科学者の皆さんをはじめ、大学、研究機関等の学者の方々が強く本法案の成立に反対していることをもまた当然だろうと思うのであります。

さきに日本科学者会議に結集されている良心的な科学者の皆さんをはじめ、大学、研究機関等の学者の方々が強く本法案の成立に反対していることをもまた当然だろうと思うのであります。

援助されども支給せずが学術文部行政の民主主義的原則であります。援助するかわりに支配する学者の方々が強く本法案の成立に反対していることをもまた当然だろうと思うのであります。

撤回を要求し、反対の討論を終わるものであります。(拍手)

○床次委員長 有島重武君。

○有島委員 私は、公明党を代表して、日本学術

に関する指導と助言を与えることを明記いたしておるのであります。したがつて、学術振興会に対する文部省の権限も指導と助言の範囲によどまるべきであつて、その範囲を越える本法案のような強力な指導監督権を与えることは、文部省設置法の趣旨にも違反するものと断ぜざるを得ないと思うのであります。

以上指摘をいたしましたように、本法案は、文部大臣が振興会の役員、評議員の人事を一方的に支配し、振興会の事業、資金計画をその統制下に置き、その事業執行や振興会の管理運営に対する全面的監督権を持つことを許した法案であり、一言で言えば、振興会及びそれが行なう学術振興事業を徹頭徹尾政府の官僚統制下に組み入れ、本来平和と社会進歩のための自由な学問研究を、逆に全面的監督権を持つことを許した法案であります。

それは、学問の自由を保障する日本国憲法第二十三条の精神にも明らかに違反するものといわなければなりません。

したがつて、本法案は、単に一法案の問題にとどまらず、学問と政治の関係についての根本的考え方に関連する重要な問題点を数多く含んでいます。もし本法案に盛られたような考え方があつて認められるならば、自由を保障されるとより、自由裁量にまかせたと同様であります。法律上必要である、ないし監督上必要であるという理由を付すれば、どんな命令でも出すことが可能になるのであります。

しかも、文部大臣は、進んで振興会の事務所へ立ち入り検査をする権限まで持つのであります。その上、この立ち入り検査を拒否したり、求められた報告を出さなかつた場合には三万円以下の罰金がかけられ、その他文部大臣の命令に違反したときは三万円以下の過料に処せられることになります。わが国最高の学術研究機関に対し屈辱的罰則規定を設けていたがごときは、まさに言語道断だと思うのであります。

さきに日本科学者会議に結集されている良心的な科学者の皆さんをはじめ、大学、研究機関等の学者の方々が強く本法案の成立に反対していることをもまた当然だろうと思うのであります。

さきに日本科学者会議に結集されている良心的な科学者の皆さんをはじめ、大学、研究機関等の学者の方々が強く本法案の成立に反対していることをもまた当然だろうと思うのであります。

す。

以下、反対理由について申し上げます。  
わが国の学術振興は、多年にわたる大きな課題であり、重大かつ緊急の問題であります。したがって、今日これを強化拡充することはきわめて当然のことであり、国民のひとしく期待するところであります。

しかしながら、このたび政府より提出されました日本学術振興会法案の条文を検討いたしますと、学術振興に関する法案としては納得しかねる点があまりにも多過ぎます。

その第一は、役員、評議員等の任命、解任、また業務計画の作成、変更等、要所要所についてはすべて文部大臣の権力のもとに一元的に統御されおり、従来の評議員互選の理事合議による民主的な運営のしかたと比較するとときに、はなはだしい官僚統制への片寄りを許しております。

この点に対して、政府は、ただ形式的に他の特殊法人法の慣例にならつたまでのことであり、実際の運営は、学問の自由を守り、学者との話し合いを緊密にして適正を期するつもりであると言われるが、いやしくも法律条文の審議に際して、口約束による運営上の諸条件を前提として事を運ぶということは、本委員会としても国民の信赖にこたえる道ではないと信ずるものであります。

わが国の科学技術の将来に大きな影響を与えるべきこの法案が、万が一にもその運営のいかんによつては、本来自由であるべき学術研究に対する異質な統制の可能性を多分に含んでいるというることは、だれもこれを認めざるを得ません。

加うるに、政府は近い将来に対してもわが国学術振興の具体的ビジョンを示すことなく、ただこの法案の成立が学術振興の唯一の道であるがごとき印象を与えてつこの採決を急がれることは、ますます疑いの念を深くするものであります。

国民は、第一に学術振興に関する政府の明確なる構想を期待し、その構想実現のための手段としての法制化をこそ望んでいます。

現在の財團法人学術振興会のじみちな協力に対

しては心より敬意を表し、賛意を惜しむものではあります。

わが国の公務災害補償は、当座の経営難に対する応急の援護処置を講じ、職員の生活保障をするとともに、国家の学術振興の基本方策を早く確立し、国民と学術関係者の広い認識を得た上で、これにのつとてさらに適切な形態を創意考案して法制化を急ぐべきであります。

以上、反対討論を終わります。(拍手)

○床次委員長 以上をもつて討論は終局いたしました。

これまで採決に入ります。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○床次委員長 起立多数。よつて、本案は原案のとおり可決いたしました。

ただいま議決いたしました法案に関する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○床次委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

第三条第六号を削る。

第十二条中「二年間」の下に「障害補償及び遺族補償については、五年間」を加える。  
(厚生年金保険法の一部改正)

第五十四条中「公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律(昭和三十二年法律第百四十三号)第三条第三号又は」を削る。

第五十六条第三号中「公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律(昭和三十二年法律第百四十三号)」を削る。  
第六十四条中「公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律(昭和三十二年法律第百四十三号)」を加え、「第三条第三号」を削る。  
第六十四条中「公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律(昭和三十二年法律第百四十三号)」を削る。

第六十五条第一項第一号中「及び国家公務員災害補償法」を「並びに国家公務員災害補償法」に改め、「場合を含む。」の下に「並びに公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律(昭和三十二年法律第百四十三号)」に基づく条例」を加える。

第一条 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律(昭和三十一年法律第百四十三号)の一部を次のように改正する。

第五条 児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項に次の一号を加える。

十七の二 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律(昭和三十二年法律第百四十三号)に基づく条例の規定に基づく年金たる補償

（児童扶養手当法の一部改正）

第五条 児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項に次の一号を加える。

十八の二 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律(昭和三十二年法律第百四十三号)に基づく条例の規定に基づく年金たる補償

（船員保険法の一部改正）

第三条 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第四十四条ノ三第一項中「公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律(昭和三十二年法律第百四十三号)」を削る。

第三条第三号又ハ」を削る。

第四十五条第二項中「公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律(昭和三十二年法律第百四十三号)」を削る。

第五十条ノ七中「公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律(昭和三十二年法律第百四十三号)」を加え、「第三条第三号」を削る。

第五十一条ノ七中「公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律(昭和三十二年法律第百四十三号)」を削る。

第五十二条ノ七中「公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律(昭和三十二年法律第百四十三号)」を削る。

第五十三条ノ七中「公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律(昭和三十二年法律第百四十三号)」を削る。

第五十四条ノ七中「公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律(昭和三十二年法律第百四十三号)」を削る。

第五十五条ノ七中「公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律(昭和三十二年法律第百四十三号)」を削る。

第五十六条ノ七中「公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律(昭和三十二年法律第百四十三号)」を削る。

第五十七条ノ七中「公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律(昭和三十二年法律第百四十三号)」を削る。

第五十八条ノ七中「公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律(昭和三十二年法律第百四十三号)」を削る。

第五十九条ノ七中「公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律(昭和三十二年法律第百四十三号)」を削る。

第六十条ノ七中「公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律(昭和三十二年法律第百四十三号)」を削る。

第六十一条ノ七中「公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律(昭和三十二年法律第百四十三号)」を削る。

第六十二条ノ七中「公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律(昭和三十二年法律第百四十三号)」を削る。

第六十三条ノ七中「公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律(昭和三十二年法律第百四十三号)」を削る。

第六十四条ノ七中「公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律(昭和三十二年法律第百四十三号)」を削る。

第六十五条ノ七中「公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律(昭和三十二年法律第百四十三号)」を削る。

第六十六条ノ七中「公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律(昭和三十二年法律第百四十三号)」を削る。

第六十七条ノ七中「公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律(昭和三十二年法律第百四十三号)」を削る。

第六十八条ノ七中「公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律(昭和三十二年法律第百四十三号)」を削る。

第六十九条ノ七中「公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律(昭和三十二年法律第百四十三号)」を削る。

第七十条ノ七中「公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律(昭和三十二年法律第百四十三号)」を削る。

第七十一条ノ七中「公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律(昭和三十二年法律第百四十三号)」を削る。

第七十二条ノ七中「公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律(昭和三十二年法律第百四十三号)」を削る。

第七十三条ノ七中「公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律(昭和三十二年法律第百四十三号)」を削る。

第七十四条ノ七中「公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律(昭和三十二年法律第百四十三号)」を削る。

第七十五条ノ七中「公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律(昭和三十二年法律第百四十三号)」を削る。

第七十六条ノ七中「公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律(昭和三十二年法律第百四十三号)」を削る。

第七十七条ノ七中「公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律(昭和三十二年法律第百四十三号)」を削る。

第七十八条ノ七中「公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律(昭和三十二年法律第百四十三号)」を削る。

第七十九条ノ七中「公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律(昭和三十二年法律第百四十三号)」を削る。

第八十条ノ七中「公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律(昭和三十二年法律第百四十三号)」を削る。

第八十一条ノ七中「公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律(昭和三十二年法律第百四十三号)」を削る。

第八十二条ノ七中「公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律(昭和三十二年法律第百四十三号)」を削る。

第八十三条ノ七中「公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律(昭和三十二年法律第百四十三号)」を削る。

第八十四条ノ七中「公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律(昭和三十二年法律第百四十三号)」を削る。

第八十五条ノ七中「公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律(昭和三十二年法律第百四十三号)」を削る。

第八十六条ノ七中「公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律(昭和三十二年法律第百四十三号)」を削る。

第八十七条ノ七中「公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律(昭和三十二年法律第百四十三号)」を削る。

第八十八条ノ七中「公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律(昭和三十二年法律第百四十三号)」を削る。

第八十九条ノ七中「公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律(昭和三十二年法律第百四十三号)」を削る。

第九十条ノ七中「公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律(昭和三十二年法律第百四十三号)」を削る。

第九十一条ノ七中「公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律(昭和三十二年法律第百四十三号)」を削る。

第九十二条ノ七中「公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律(昭和三十二年法律第百四十三号)」を削る。

を有する者が厚生年金保険法第五十四条の規定の適用を受けている場合には、当該障害年金の支給については、厚生年金保険法第三十六条第二項の規定にかかわらず、この法律の施行の日の属する月分から支給するものとする。

3 防害補償等を受ける権利を有する者に係る船舶保険法の規定による障害年金又は遺族年金で、この法律の施行の際現に第三条の規定によ

第六条の規定による改正後の特別児童扶養手当法第三条第二項第十八号の二の規定にかかわらず、この法律の施行の際現に同法の規定による特別児童扶養手当の支給を受けている者に対して旧法に基づく条例の規定に基づき支給される年金たる障害補償は、同法第四条第四項第三号の規定の適用については、その者が同法第三条第一項に規定する児童を引き続き監護し、又は養育している間は、公的年金給付としない。

第二には、厚生年金保険法の一部改正と船員保険法の一部改正であります。この内容につきまして、国家公務員等の災害補償制度にならい、学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の障害補償及び遺族補償と厚生年金保険法及び船員保険法による障害年金及び遺族年金との併給に関する制度を改めるものであります。

第三には、国民年金法の一部改正、児童扶養手当法の一部改正と特別児童扶養手当法の一部改正についてであります。この内容も、国家公務員等の災害補償制度によらうものであり、学交委、

以上が、この法律案を提出いたしました理由及び内容の概要であります。  
何とぞ十分御審議の上、すみやかに御賛成くださるようお願い申し上げます。

○床次委員長　以上で提案理由の説明は終わりました。

本案についての質疑は次会に譲ることといたします。

○床次委員長　内閣提出のオリンピック記念請少

年総合センター法の一部を改正する法律案を議題とし、審査を進めます。

際に駆取いたしております。

○小松幹君。  
この法案は関連して、セントラルの運

嘗について二、三質問をいたしたいと思います。

オリンピック記念と、こういう名称がついておりますが、何かスポーツと実際運営と関係がござります。

いりますか。なければないでけつこうです。

赤石政府委員 不りません、外語志と名づけたのは、御承知のように東京オリンピックにおける

まして、オリンピック選手村の一部としてオリンピック選手がここで宿泊した、そういうことを才

リンピック全体として記念しようということが一

つでござります。同時に、いま尋ねてございますが、やはりことは青少年の宿泊研修施設でござ

いまして、その中にスポーツというものをかなり重視して、二つ、三つ、うなうな氣持ちも入つ

重く表れていた。このままでは失敗するので、おわるものでござりますので、オリンピック記念

○小松委員 そういう名称とした次第でございます。

けれども、実際面では何もスポーツは入っていない

い。野外運動場もスペースはない。野外で運動しようとも可もできぬ。ただ泊まるだけの宿屋み

たいな形式で、体育に關係があつて体育局の所管

というものはおかしいです。実際体育に關係がない

## （特別児童扶養手当法の一部改正に伴う経過措

ます。

運営をやっているのですが、これでもやはり体育にこじつけられるのですか。

ございますが、ただいま申し上げましたようにオリンピック記念ということがございましたし、それからまことに先生御指摘でござりますが、確かに地域的な条件その他からいたしまして、いろいろまだほしい諸施設がございますけれども、単に宿泊施設が中心だという印象を与えがちになつておりますが、幸いに昨年度予算におきましてスポーツ研修館が誕生いたしました。お手元にまだお配りしてございませんが、そういったようなことで、スポーツの研修ということにつきましても、事実上施設その他の面において将来大いに努力するような体制ができておる次第でございます。

たの法律ができますとき、いろいろ御議論いただいな青少年関係施設につきまして、一般的にこういうふうな考え方をいたしておきます。一定の、非常に狭い意味の特定目的を持つた研修というよりも、そこに宿泊する各種の青少年団体それぞれが、それぞれの目的に照らして自己の研修目的を持つてやる、そういう研修の場を提供するというふうな最高の使命と考えてまいりたい。このセンターとしてこれこれらのものを主催事業としてやるということは、むしろ遠慮と申しますか、予算上の措置その他もございません関係もございますが、むしろ各種の青少年団体がそこに泊まりまして、そこで自己に適した研修をやつていただく、こういうふうに考えておる次第でございます。

○小松委員 沈まつて自己に適した場を提供してと言うけれども、その場がないと言っているのです。一体どういう場を与えているのか。結局、場のない研修をさせるということになる。それだったら、宿泊してどういう場があるのですか。座禅をする場があるのか、図書館の場があるのか、柔道をする場があるのか、運動をする場があるのか、というと、ピンポンするぐらいしか場がないでしよう。その場がないでそれぞれに従つて研修をする、それじゃあとはおまえらかつてにやれといふことじゃないですか。そんな研修センターなんておかしくて、一体どういうつもりなのか。

○赤石政府委員 現在でも、御指摘のように不十分な点はございますが、それぞれ研修棟がございまして、研修施設がございます。それから、昨年度の予算で、ただいま申しましたようにスポーツ研修棟ができて、四つほど体育室が設けられ、五つほど大きな研修室が設けられております。ただ、野外活動の場がないじゃないか、こうおっしゃいますが、何ぶん東京のどまん中でございまして、確かにそういうグラウンド、運動場、そういうものの必要を私どもも感じております。しかし、いろいろな制約がございまして、いまのところまださような運動場もしくは野外活動に適した

場所がございませんことを、残念に思つておる次第でございます。

う。しかし、研修設備がありますとおっしゃったが、あることは、無存在ではないかも知れない。しかし、研修設備がありますと言うのには、日本が法律をもつて研修センターをこしらえたものからすれば、むしろない、お粗末だと言うほうが正直じゃないですか。どうですか。

○赤石政府委員 確かに、従来の宿泊棟を改装いたしまして研修施設いたしました点についてでは十分生かしてはおるつもりでございますが、見方によりましては、お粗末であるという印象をあるいは与えておるかもしれません。そこで、今度スボーツ研修館をつくりまして、そこに五つほどの大きな研修室を付加いたしました。さらに、まだこれでは不十分なので、将来計画をいたしましては、さような研修関係の施設については整備してまいりたい、かように考えております。

○小松委員 昨年、四十一年の実際宿泊を見ますと、研修というのが、青少年センター——名前はどう言うけれども、十五万人泊まった、そのうち七万人は会社の職員とか社員の宿泊をやって、二万人はおとなが宿泊している。十五万人のうち半分以上はそうなんです。実際やっているのは、スポーツ関係はわずかに一万一千、青少年関係が、高校、中学合わせてわずかに一万九千でございます。こういう実態から考えてみて、研修センターとか、題目だけはいろいろ御託宣を並べてあるけれども、実際運営は、これは簡易ホテル経営ですか。そうでしょう。実際問題として簡易ホテルを経営している。名前はそんなことを言うが、野外施設もなければ、内部の施設もない。十五万人泊まつたうちで八万人はおとなが泊まつておる。これをもつて研修センターだとか、えらいむずかしいことを言わぬほうが多い。簡易ホテルに変えたほうがいいじゃないですか。

いますが、一応私どもはこういうふうに理解いたしておりますので、申し上げさせていただきます。

おとなが多いじゃないかという点でござりますが、年齢別の利用者を、いま御指摘の十五万人を分析させていただきたいと存じます。一番多いのは、五歳刻みにいたしておりますが、二十一歳から二十五歳——これは文部省の考え方でいたしますて、一応二十五歳程度までは青少年と考えております。それが最も多く六万二千人でござります。それから十六歳から二十歳までが約四万、そして二十六歳から三十歳までが約二万。いわゆる常識的に考えますと、三十歳以上は二万七千人となっております。大体社会教育課で考えます青少年の範疇に入りますパーセンテージは、私どもいたしましては、いま申し上げましたものを寄せますと、七、八割程度は青少年の範疇に入る考えております。ただ御指摘の、会社の社員が多いのではないかという点は、これは発足まだ三年目でございまして、やはりどうしてもいろいろな事情がございまして、社員の利用率が多いことは認めざるを得ません。と申しますことは、これはいささかセンターの運営の一つの性格上の問題として残つておるわけでございますが、青年の家は、御承知のように無料で泊めます。ことはやはりどうしても青年の家と違います。特殊法人でございますから、ある程度の独立採算を保たねばなりません。そこで宿泊料を、われわれ非常に安いと考えておりますけれども、ある程度の宿泊料を取らしていただいております。さうないいろいろな点がござりますことと、都内にあるといったようなことと、PRが行き届いていなかつたというようなことで、現在までのところ社員研修が比較的多いということは、これは認めざるを得ませんけれども、三年目の本年度になりまして相当広く知れ渡つてしまいまして、もうとまつて広い青少年の団体、青少年の利用に供されつあることを御報告できると思います。

業者に依頼して客を集める、あるいは修学旅行会にあつせんを依頼して、修学旅行の宿泊を勧説して回るというようなことも聞いております。あるいは社員の研修には酒が出るとも聞いておりますが、そんなところはどうなんですか。出ないのですか。こういう研修もあるのですか。

○赤石政府委員 研修施設が簡易ホテルかというお尋ねに関連して、先ほど落としましたので、

ちょうどまたお尋ねでございますから……。あの構内においては絶対に酒は飲んではいかぬ、こういうきついきめ方をいたしております。

それから、ついで申しますが、何も研修していないじやないかというお尋ねでございますが、

先ほど申しますように、それその他の團体の目的に応じた團体の自己研修をいたすというたてまえなので、差し出がましいセンターの研修はないのですが、これども、しかし、およそ国費を投じてきましたこのセンターでございますので、最小限度の規律は守つていただこう。たとえて申しますと、生活規律は、一応六時起床、それから六時三十分、朝のつどいといたしまして、宿泊生全部が集まりまして体操をやり、一応の相互の交歓をするとか、朝のつどいをいたします。それから食事。研修時間も八時から五時まで、五時になりますと夕べのつどい、それから就寝時間は十時半、こういうふうに大体の規律をきめておりまます。こうした最低限度の規律で、やや日本の青少年にござります多少ルーズなど申しますか、自由な生活態度が、ここに入ることによってかなりしつかりしたものになる、こういうふうに一般に見られておりす。この生活規律は、青年の家とほほ最小限度同じように考えて実行いたしております。

○小松委員 青少年センターと言うから、文部省でいう青年の家を全国でまとめて、その中央のセンターだらうというような日本のことばの上、文字の上からくる想像があるのでけれども、実際はお月さまとスッポンぐらい違うので、青年の家はそれなりに社会教育なりあるいは生活教育の

分野の指導をしておるようでございます。ところがこのセンターは、まああなたの言いわけを聞けば、青年の家は宿泊料が要らないからそういうことができるのだ、こっちのほうは宿泊料が要るからできないのだというが、それは最初から、特殊法人にした以上は、独立採算制を大蔵省から強要されておるのです。あまりむずかしい、オリンピック記念何とか研修センターというような大企業的な名前をつけるから、名前と実態とがちぐはぐになる。世間から見たら、これはもうたいへんなりっぱな運営をして、そして青年の家で鍛えられた人がさらに中央センターに集まって研修をするのかと思うが、旅行あつせん業者に頼んでシーソンオフには泊めるようになると、修学旅行会にお願いして学生を泊めるということは、熱海の旅館と何ら変わらないじゃないですか。そんなものを、大きな金を費やして一体どうしてこういうことをやるのか。第一、体育局というのは一体どういう研修をやらうのですか。社会教育課の研修と体育局の研修というのは、研修のし道徳的な講話とか、朝ラジオ体操をしたり、起きて床を上げたりするような指導は体育局でやるのですが、それともこれは社会教育課でやるのですか。その辺のところが、体育局で所管をもつてやらすのなら、スポーツに關係のある一つのセンターにしたらどうなんですか。野外運動場もなければ、遊ぶところもない、レクリエーションの施設もなければ、体育施設もない。雨の降るときみたいに内輪ばかりにおつてむずむずして、何百人も泊めておつて、それで研修センターだなんと言つても話にならぬと思うのですが、どうな

んですか。

○赤石政府委員 幾つかの点を御指摘いただいたと思いますが、総合センターといたしましたのは単に狭い意味の社会教育のみならず、体育とか、またやや問題があるかもしれません、修学旅行の御指摘がございましたが、そういうふうにいろいろ御指摘がございましたが、まあ昔もそうではできるのではなく、かような積極的な意味、価値を見出しまして、さような見地から、そういう方面にも手を伸ばすべきではないかと、現在検討中なわけでございます。

それから体育局がしつけをするとかなんとか、いろいろ御指摘がございましたが、まあ昔もそうでなかつたと思ひますが、戦後は、特に局がそういうしつけとかなんとかということを直接指導といたしましたが、この評議員会等で十分検討したことでもって最小限度こういうことをやつていたただく、こういうことをこの評議員会等で十分検討した上できめているわけでございまして、そういう私どもが一々出向いて指導するということはないの

方向にだんだん変わってきておるのですか。

○鈴木國務大臣 修学旅行は、やはり私どもとしては、単に物見遊山的な修学旅行ということについましてもは広い意味の修学活動の一端でございまして、单に物見遊山的な修学旅行ということについでは、今までその傾向もありましたけれども、やはり修学旅行を学習活動の延長として今までのあり方につきまして十分考慮をいたしまして、いま申されますように、修学旅行が学生の修養の場、学習の場として行なわれるよう文部省いたしましては、地方の教育委員会等を指導いたしまして、特にオリンピック青少年総合センターに宿泊いたします場合には、修学旅行が宿泊する限りにおいて、同時に研修を伴う宿泊ということに重点を置いて収容いたしております。

修学旅行のやり方の一部の改善に資するという意味合いでございまして、これを利用してもらうといふことにいたしております。

○小松委員 教育の目的的な点を言えばそういうことであります。そういうようなことをこのセンターに關係している者がかつてに都合のいい解釈をして、しかも修学旅行をあつせん業者に頼むとか、あるいは修学旅行会に何とか泣きつくことあります。そういう目的が達せられようと思つてはいるところにたいへんなあやまちがあります。そういう考え方を起こすということは、旅館業をやれば、シーソンオフとシーズンとがはつきり分かれておることは間違いない事実なんだ。どこの旅館だって、シーズンのときにはお断わりをするけれども、シーズンオフのときには閑散たるものなんだ。だから、このセンターに旅館的な要素があるから、シーズンのときにお断わりするようなこともあるかもしれないが、オフのときにはかんこ鳥が鳴くというような、だからその間をいう概念、そういう考え方で研修センターといふことは意味がない。そういう考え方で研修をやるということは、それは何のことかわからぬ、実際問題として。理想は、法律的に見ても「青少年の心身の発達を図り、もつて健全な青少年の育

「成」なんというえらい目的があるけれども、これは実際は目的倒れで、ほんとうは客観的に見れば、センターという名、オリンピックという名をかたって簡易ホテルを経営しておる。名前だけちょっととオリンピックと出してあるからだましいののか何か知らぬけれども、全く簡易ホテルの経営をやっておる。そしてみみちい考え、シースンオフにあせん業者に頼んで客募集をやる、客引きを使うという考え方はもってのほかだと思うのです。そういう観念があるということで研修と一緒にならない、そういうことでこの研修を考えておったなら話にならぬ。徐々に体育の施設といふものを拡大していくという考え方があるかもしれません。しかし、オリンピック記念だとうなばら、問題は、体育に関する研修の場として拡大するところ、そして体育の青少年指導育成の場は、東京のオリンピックセンターに行けばその道も修養ができるというならば話はわかるけれども、野外運動場もなくて、屋内のわずかな研修設備くらいで大きな命題を掲げてもやりづらいのじゃないかと私は思う。やりづらいならば思い切つて、オリンピック記念東京宿泊施設とかなんとかいう名前にしたほうがはつきりしていい。赤字が出たらこうだ、埋め合わせもあるいはおとなを泊めてもいいかもしけぬ。しかし、十五万人のうちに社員の研修が大半で、あとはおとなでというような経営態勢で、青少年センターなどとは、これはおこがましくて言いにくい。発足一年目だから美情はそろそろ組むべきだ。旅館賃を取つて研修をさせるといふ考え方を卒業一步を進めて、ここに選抜されてくる研修者は国費をもつて研修の場を与える、それならば話が前向きに進むと思う。錢を取つて研修をする。これは学生オリンピックをするから、外人が来るからということなのでしょうが、それやはり前向きにやるべきだ。文部省は今度冷房設備をする。

よりも、これは全国一つしかないセンターでしょう。オリエンピックという名を冠しておるセンターなのですから、たゞ宿泊させて、地方の青年の家から選抜された者がここに集まって、お互いに切磋琢磨する道場であつてもいい、座禅を組んでいいでしよう、そうしてそれは全部無料で国がやるのだ、そして國でセンターに入れたといふ墨つきをつけてやるぐらいにやれば、全国青年の家も、ここで研修を半月したら選抜されて東京のセンターで研修をやるのだというような方式になる。いまは、地方の青年の家とのセンターは、名前だけは似ているけれども、およそ似ても似つかない中央簡易ホテルにしかなつておらぬ。この辺、文部省はこのままの運営を続けようと考えておるのか。竿頭一步を進めて、大蔵省から予算をとつて、前向きに青少年をほんとうに研修センターで導こうというならば、それぐらいの前向きの考え方がなくて一體何としてこれを乗り切れますか。結局、あつせん業者に頼んでとにかく穴埋めをするような経営になる。これは落ちつくところはそなんですよ。その辺の考え方はどうなのです。ですか。

われております。その場合、宿泊施設がない、あっても非常に高い。まず第一は、さような希望にこたえる場とすべきではなかろうか。しかしまして、この中で研修をしたいというものに対しては、この中でいろんな研修施設を設けまして、その研修の場を提供しよう。この中には運動場がない、いろいろないということは御指摘のとおりでございますが、ここに行くとも、ここに泊まり、ここに合宿することによって、他の近隣の諸施設を利用して、その研修とこの宿泊とが相マッチしまして全体の研修計画が効果をあげるようにもできる、こういうふうないろいろなくふうをこちらしておる次第でございます。何と申しましても、東京に存在しておるという点がこのセンターの一つの大きな強みであろうかと思います。また、この宿泊収容人員は、今度この法案を通していただきますと、さらに二千人をこすことになります。最も多い青年の家でも五百人でございます。収容力が大きいだしまして四倍でございます。こういう収容力の点からいたしましても非常に強みでありますと同時に、それが非常に弱みである、こういう点をどうやって克服してまいるかという点が将来の課題でございます。いろいろ御指摘がございまが、このセンターとして、発足当初からのいろいろな問題、悩みを持っておりますし、これを何とかして解決してまいりたい、こういうことは、センターの関係者はもちろんでございますが、私どもとして非常に苦慮いたしておりますところでございます。そういう点をもう少し長い目で見て御指導を賜わりたい、かように考えておる次第でございます。

ら、私は所在は別府ですが、別府の一般の民宿の旅館に泊まつたほうが、そういう保養施設に泊まつたよりもサービスがよくて、安いといわれるくらいになつている。あるいは全国青年会館、こういうものもほとんどがホテル業に変わつてきてしまつてゐる。ということは、赤字が毎年一ペんの赤字ならばいいでしよう。去年も赤字が出たでしよう。おとどしも、三ヵ月ですけれども出たでしよう。毎年千万円くらい、あるいはもつと大きく二千万円も出るでしよう。いま累積赤字が二千万円くらい出ているでしよう。この二千万円の赤字を克服してさらに来年黒字を出していくのには、いまのような、あなたがここでおっしゃるような抽象論でおっしゃったとしても、赤字は解消できませんよ。そんなこと幾ら言つても、いわゆるお役人商売というのがもうかるはずがない。赤字が出るのがあたりまえなんです。それで文句を言われている。それだったら、もう一回最初の振り出しに戻るべきなんです。戻らなければ、これはよほどうまい経営をして、チンドン屋を雇うでも客集めをしなければダメですよ。東京にあるから便利がいい、たいへん都合がいい。裏を返すば、東京にあるから研修ができない。あの裏に大きな森林公園みたいなところがありますけれども、森林公園だって鉄線を張つて入れてはならぬというような、森林公園さえも入れぬような研修の場を、一体だれが好むかといえば、東京都内の中小企業のおつさんか、自分方の社員を何とか修養させるために、何でもあそこに行けば安く研修ができるというようなことで、社員の研修道場にはいいかもしだれぬ。しかし、青少年の指導センターは——オリンピックという名にだまされれば別ですよ、オリンピック記念なんというからそれにだまされれば別ですかけれども、それ以外に何の取り柄がありますか。実際問題、レクリエーションの場もたいした場はない、運動場もない、それにオリンピックという名前をかぶせてあるだけ。こういうような、いわゆる悪口のようになるけれども、口で言えば簡易ホテルですよ、何といつ

たつて。言いようがないから、私は簡易旅館と言うのもあまりひどいから簡易ホテルと言うだけで、ほんとうは旅館と言ったほうがいいくらいです。そういうものを、あまり理屈を言うて言いのがれをして——赤字を毎年毎年出していくじやありませんか。実際、昭和四十二年度は絶対赤字が出ないようにしておりますという確約ができますか、どうなんですか。

○赤石政府委員 御指摘のように、残念ながら昭和四十一年度において一千万円の赤字が出ました。私どもの計算といたしましては、この赤字が出来ないように、独立採算とは言い条、何といつても勤労青少年の研修センターでございますから、やはりある程度運営費に対しても国費でもって助成をいたしまして、できるだけ赤字が出ないようになります。考え方を持つておるのでございますが、結局予算でございますので、最終的にはなかなか私どもの考え方どおりにまいらないというふうな点がござります。

それともう一つは、先ほど来御指摘のように、やはり宿泊施設だけが多いという点で研修に不十分ではないか。そこで、研修でくるような施設、設備も整備していかなければなりません。したがいまして、センターに投じます国費も、年間を通してはかなりの金額になつております。施設整備費、そうした予算をちようだいしなければきれない半面と、そういうものをちようだいしますと、どうしてもと収容者がふえるはずではないかといふ、こういう論理が片方にある、こういったようなことで、しかし、現実にはなかなか予定どおりの収容率、利用率——非常に多いのでございますが、やはり先ほど来御指摘のようにシーソンにむらがございまして、年間を通じますれば予定どおり利用されいないといったようないろいろな事情がございまして、最終的には昨年度一千万円の赤字が出た次第でございます。将来私どもはこの赤字をどうして解消するか、やはり国が建てた施設でございますし、国費を年々助成金でもつてやっておる以上は、しかも特殊法人で

ござります以上は、国がかなりの責任を感じてやらなければなりません。したがつて、将来センターだけの責任において、御指摘のよう簡易ホテルには私どもはなつてないと思いますが、もしさような誤解を与えるようなことがあれば、さような点を払拭するためにも、将来そういう点を十分検討、改善を加えていかなければならぬ、こういうふうに考えておるところでございます。

○小松委員 シーズンオフに客は——客と言つては悪いですが、青少年は少ない。これは意外だという面持ちかもしれませんけれども、意外でも何でもない、あたりまえなんです。シーズンには人が動けば多いし、シーズンオフは泊まり客が少ないとおとなをときどき泊めて、どんちゃん騒ぎをいということはあたりまえなんです。そういうことを最初から勘定に入れれば、あたりまえの研修的なものをすれば赤字になるのです。そこで、うんとおとなをときどき泊めて、わざわざ高い金を出して研修を行つて、そして座禅まで組むよりも、もっとおもしろいところに行つたほうがいいということになる。そこまでしむけるしむけないで——ほんとうの研修を全国の総合センターとという名のものにやらせじますればかなりの金額になつております。施設の前向きに取り組め、それでなくてはこれは名前にも恥ずかしいですよ。これはオンライン・ピック記念運動場が、二千坪か五千五百坪くらいのがあるだけでしょう。その程度で、一体どうして何百人という収容した者に、本格的な練成の場となるならば、私がさつき言つたように、もつと本格的に前向きに取り組め、それでなくてはこれは名前関係ありません。青少年といいながら社員をよけい集め、おとなを入れ、総合センターといいながらセンターでも何でもないということにねば、ほんとうにこの名前とのおりに、額面どおりにやるためには、ほんとうに青少年を、代表選抜したものでもいいから入れるためには、宿泊料は全部国費で見る、こういうようにやれば、少なかろうが多かるうが、みつかり研修もできるでしょう。そういうふうにやらなければ、名前だけは青年の家みたいなことで、しろうとが質問する

ござりますなどところで研修なんといつたって、実際は、それは雨降りの研修だけしかできぬようなことはじやないです。外へ出たて、前畠さんの何とか記念運動場が、二千坪か五千五百坪くらいのがあるだけでしょう。その程度で、一体どうして何百人という収容した者に、本格的な練成の場となるべきか。これは文部省の勇み足でしょう。何ばあなたたちが理屈を、御託宣を並べたって、経営を見ればわかるのです。いま従業員は何人ですか。——どうか、研修の場を与えることができるでしようか。これは文部省の勇み足でしょう。何ばあなたたちが理屈を、御託宣を並べたって、経営を見ればわかるのです。いま従業員は何人ですか。——それじゃいいです。大臣、私の言うことは、少しセントーの運営をけなしましたけれども、それはセントーの運営をけなしましたけれども、それは文化財保護に関する小委員会において、文化財保護に関する件の調査のため、参考人から意見を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

○床次委員長 「異議なし」と呼ぶ者あり

○床次委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

文化財保護に関する小委員会において、文化財保護に関する件の調査のため、参考人から意見を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

な、日時、人選及び手続等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○床次委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

次回は、來たる十九日、水曜日、午前十時より理事会、午前十時三十分より委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後一時五十六分散会